

## 【終身保険・医療保険・定期保険・収入保障保険に関する注意事項】

終身保険・医療保険・定期保険・収入保障保険をご検討の際は、以下の点にご注意ください。

\* 商品のご検討にあたっては、商品パンフレットを必ずご覧ください。なお、ご契約の際は契約概要、注意喚起情報、ご契約のしおり、約款等を必ずご覧ください。

詳しくは、生命保険の販売資格を保有する担当者（生命保険募集人）がご説明します。

\* 商品によっては、被保険者の健康状態等によりご契約いただけない場合があります。

終身保険・医療保険・定期保険・収入保障保険は、当社が募集代理店としてお取扱いする生命保険商品です。

\* 生命保険の募集において、当社は募集代理店であり、お客さまと引受保険会社との保険契約の媒介を行います。保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して生命保険会社が承諾したときに有効に成立します。

\* 生命保険契約は、お客さまと引受保険会社との契約となり、保険契約の引受や保険金等の支払は、引受保険会社が行います。

\* 各商品とも法令等の定めにより募集代理店での保険募集について制限があります。そのため、募集代理店でのお取引の可否を判断するため、勤務先、融資等のお申込みの有無を申告いただきます。ご申告の内容によっては、法令等によりお申込まない場合があります。

生命保険会社の業務または財産の状況により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額などが削減されることがあります。

\* ご契約いただいた生命保険は、引受保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。

\* 解約、一部解約をした場合には、解約返戻金がないか、支払保険料を下回る場合があります。

終身保険・医療保険・定期保険・収入保障保険は預金ではありません。

\* 生命保険は預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。

\* 各商品のお申込の有無が、お客様と当行とのお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

\* 各商品ともクーリング・オフ制度の対象です。

終身保険に関する留意事項

（終身保険のご検討の際は、以下の点もご注意ください）

\* 終身保険は終身契約（保障）を前提とした保険です。短期間での運用を目的とした資金には適しません。

\* 中途解約をした場合、解約返戻金（解約代金）が保険料（払込金額）を下回る場合があります。

\* 引受保険会社の業務または財産の変化により、ご契約の際にご案内した給付金額・保険金額などが削減されることがあります。